

令和2年 4月21日

川崎市議会議長 山崎直史様

中原区在住者

市の横暴な対応問題と中原区上小田中の騒音問題の改善を
求める陳情

陳情の要旨

自動車修理工場の3階屋上作業場は、壁がなく大きな騒音が漏れ出るため、行政指導で「騒音作業の際、18時前はシャッターを閉める、18時以降は作業をしない」と決まるも、2年たった今も守られず、故意に一日中開けた状態で夜の作業もあり、迷惑を被っている。市と事業者が決めた行政指導を守るよう訴え続けている。

2月6日の環境委員会で市は、「騒音に問題はない」とするも、巧妙な論点のすり替えがあり、「陳情書の騒音」について話し合われておらず、虚偽発言、偽証、隠蔽、矛盾等があり、でたらめであることを立証する必要があった。

こうした状況から、行政指導の内容が守られていないため、市は行政指導を行い、騒音の改善について、しっかり指導してほしい。また、2月6日の環境委員会において、市側の証明が虚偽発言、偽証、隠蔽、矛盾等があり、でたらめであるため、訂正してください。

陳情の理由

2月6日に市は、「陳情者は法令違反だと主張している」と説明したが、一切書いておらず偽証である。また、市の測定結果が正しい前提で話し合われていたが、根拠もなく嘘や矛盾等があり、間違った結果で判断され終わった。陳情書の騒音とは、行政指導が守られていない「日常、シャッターが開いてる状態での騒音」である。市が問題ないとした騒音は、不正をし、工場側に測定を知

らせていたため、行政指導を守り「シャッターを閉めている騒音」である。よって陳情書の騒音ではなく、数値に問題がないのは当然で、“すり替え”が行われている。騒音器の前で行政指導を無視し、あえてシャッターを開けて作業する工場がどこにあるのか。市は前回、「工場側に知らせると普段の音が測れない」と庭で測っている。また、行政指導には必要のない長期測定を「法令に基づく検査の権限だ」と職権濫用し強行。規制基準の遵守状況の確認が必要だと偽証するも、前年に庭で超過を確認済みである。ほか、監視を置かず、音の振り分けがでたらめで結果も間違い。不正した一回の調査で結論付けている。9 m離れた3階屋上に騒音器を設置、こちらが受けている騒音ではない。屋上は参考値にしかならず、敷地境界線にて測ると何度も説明しており、大きな矛盾がある。庭での測定結果が規制基準を「超えている」から「超えていない」に変更された（証拠あり）。距離減衰で庭での測定値は4～5 m近くなり、「53db+1～2 db」で規制基準の50dbを更に超える。2月6日の引っ越しの件での偽証、矛盾、周辺住人への不十分で不透明なヒアリング、苦情が一件の説明隠蔽。環境省から報告物のコピーを渡すなど言われたと偽証（組織的な嫌がらせ）。短時間ならシャッターを閉めなくてもいいと市が勝手に行政指導を破ることを容認（実際は繰り返され長い）。暗騒音定義を無視し「暗騒音のみは測れない」と間違いを強制。暗騒音が高い場所だと嘘の証言。暗騒音と同等の騒音ならば問題ないかのような規制基準値を軽視した考え。市、工場から騒音対策のためと匿名解除を求められ、北側と明かすも何も対策されない。昨年12月に電話で約束した現地指導や、「超過していない」を凶解した結果報告書の作成、郵送もいまだにされていない（職務放棄、責任問題）。全ては配布資料で立証している。